

特定非営利活動法人 こどもコミュニティケア 定款

第 1 章 総則

<名称>

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人こどもコミュニティケアと称する。

<事務所>

第 2 条 この法人は、事務所を兵庫県神戸市におく。

第 2 章 目的および事業

<目的>

第 3 条 この法人は、家庭・助産・保育・教育・看護・医療等の社会的諸機能の連携を図り、個々の子どもの内的要求に添った成長と健康を支援する事業と、子どもの人権擁護を基礎とした子育て環境の充実と発展のための提言事業を行い、もって、身体的、精神的、社会的にさまざまな状況にある子どもたちがよりすこやかにいきいきと成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

<特定非営利活動の種類>

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するために次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

<事業>

第 5 条 前条の目的を達成するため、この法人は次に掲げる特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保育事業
- (2) 子育て支援事業
- (3) 子育て支援事業
- (4) 子どもの健全育成に関わる調査研究提言事業
- (5) コミュニティ・スペースの運営事業
- (6) 法にもとづく障害児通所支援事業

第 3 章 会員

<会員の種類>

第 6 条 この法人には次に掲げる会員をおき、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の運営に協力する個人および団体
- (2) その他の会員 理事会が別に規則をおいて定めた会員

<入会>

第 7 条 この法人の正会員になろうとするものは、代表理事に別に定める入会届を提出するものとする。

2 代表理事は、前項の入会申込者が、第 3 条に定めるこの法人の目的に賛同し、第 4 条に定める活動および第 5 条に定める事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がないかぎり、入会を承諾する。また、入会を承諾しないときには、理由を付した書面をもって、入会申込者に対し、その旨を通知するものとする。

<入会金および会費>

第 8 条 会員は、理事会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

<退会>

第9条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員本人が死亡した時、または会員である団体が解散したとき。
- (2) 正当な理由なく、会費を2年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (3) 正会員においては、正当な理由なく、連続して2事業年度、委任状提出を含む総会出席がなく、会員本人に継続の意志表示を求めても、それに応じないとき。

<除名>

第10条 会員が次のいずれかに該当する時は、総会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款または規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

<拠出金品の不返還>

第11条 この法人は、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、返還しない。

<会員規則>

第12条 入会金ならびに会費、正会員以外の会員の種類、その他の会員に関する規則は、理事会において別途定める。

第4章 役員

<種類および定数>

第13条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事、1名以上3名以内を副代表理事とする。

<選任等>

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 代表理事および副代表理事は、理事の互選により定める。

<職務>

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要な場合には理事会の招集を請求すること。

<任期等>

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠または増員により、選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または現任者の残任期間とする。

<解任>

第17条 役員が次のいずれかに該当する時は、総会の議決により、この役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任する場合には、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第5章 総会

<種別>

第18条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

<構成>

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

<権能>

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告および活動決算
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 解散時の残余財産の処分
- (5) 合併
- (6) 役員の選任および解任
- (7) その他理事会が総会に付議すべき事項として決定した事項

<開催>

第21条 通常総会は、毎事業年度1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

<招集>

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

<議長>

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

<定足数>

第24条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

<議決>

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 4 分の 3 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会における議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。可否同数の場合には、議長が決するところによる。

<表決権等>

第 26 条 各正会員の表決権は、1 人 1 票、1 団体 1 票とする。

2 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号および第 40 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

<議事録>

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合は、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任

2 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

<構成>

第 28 条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

<権能>

第 29 条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画、活動予算ならびにその変更

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 役員の職務

(4) 正会員以外の会員の種類、入会金および会費の額

(5) 借入金の決定、その他新たな義務の負担および権利の放棄

(6) 事務局の組織および運営

(7) その他この法人の運営に関し必要な事項

<理事会の運営>

第 30 条 理事会の運営方法は、理事会の議決を経て代表理事が定める規則による。

第 7 章 資産および会計

<資産の構成>

第 31 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金および会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

<資産の管理>

第 32 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

<会計規則>

第 33 条 この法人の会計に関する規則は、理事会がこれを定める。

<事業計画および予算>

第 34 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

2 事業計画および活動予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

<暫定予算>

第 35 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

<予備費の設定および使用>

第 36 条 予算超過または予算外の支出に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

<事業報告および決算>

第 37 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、すみやかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

<事業年度>

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日に終わる。

<臨機の措置>

第 39 条 金銭の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散および合併

<定款の変更>

第 40 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

<解散>

第 41 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散する場合は、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散する場合には、所轄庁の認定を受けなければならない。

<合併>

第 42 条 この法人が合併するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければならない。

<残余財産の帰属>

第 43 条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、解散総会において選定された法人に譲渡するものとする。

<公告の方法>

第 44 条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第 9 章 事務局

<事務局および職員>

第 45 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員をおくことができる。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

3 事務局長は、理事会の議決を経て、代表理事が任免する。

4 職員の任免は、代表理事が行う。

5 事務局長ほか職員は理事との重任を妨げない。

第 10 章 雑則

<細則>

第 46 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は法人として成立した日より施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事 末永 美紀子 副代表理事 西木場 美賀
理事 今田 忠・ 黒江 兼司 ・ 原 瑠美
監事 浅井 由起

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から 2009 年 6 月 30 日以降 3 ヶ月以内に開催される最初の総会までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、設立の日から 2008 年 6 月 30 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金・会費は第 8 条の規定にかかわらず以下のとおりとする。

正会員入会金 2,000 円 正会員年会費 6,000 円 以上

改正

平成 23 年 2 月 18 日 第 16 条 (役員任期)

平成 25 年 10 月 18 日 第 9 条 (退会) 第 15 条 (役員の職務) 第 20 条 (総会の権能) 第 29 条 (理事会の権能)

第 34 条 (事業計画および予算) 第 37 条 (事業報告および決算) 第 40 条 (定款の変更)

平成 26 年 12 月 19 日 第 5 条 (事業)